女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日:2024年6月1日

【男女の賃金の差異】

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合	
全労働者	58.9%	
正職員	63.9%	
パート・有期職員	55.7%	

対象期間 : 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

賃金 : 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含む総支給額

正職員 : 当生協から他団体への出向者を含む。

パート・有期職員:パートタイマー、嘱託を含み、派遣職員を除く。

差異についての補足説明:「正職員」「パート・有期職員」ともに男性職員数において、賃

金水準の高い医師の占める比率が著しく高いため、男女間賃金格差が大きくなっている。(正職員数のうち医師の占める割合は、男性 19.1%、女性 1.5%。パート・有期職員数のうち医師

の占める割合は、男性 15.9%、女性 0.5%。)

【採用した労働者に占める女性労働者の割合】

区分	男性	女性
総合正職	29%	71%
一般正職	60%	40%
臨時	10%	90%
契約	20%	80%
定時	18%	82%
嘱託	100%	0%

対象期間 : 2023年4月1日から2024年3月31日まで

【男女の平均継続勤続年数の差異】

区分	男性	女性
総合正職	13.34 年	15.10 年
一般正職	9.70 年	14.07 年
臨時	-	15.83 年
契約	6.00 年	14.89 年
定時	14.50 年	17.92 年
嘱託	31.00 年	25.78 年

対象 : 期間の定めのない労働者及び契約期間が5年を超える労働者